

【鳥取県立境高等学校 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）規程】

令和2年4月1日（月）
鳥取県立境高等学校

1 趣 旨

地方教育の行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という）が定めた「鳥取県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則」に従い、鳥取県立境高等学校に学校運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

2 運営方針

協議会は、学校運営の基本方針に基づき、以下の事項について意見を述べるものとする。ただし、教育委員会に対して意見を述べるときは、校長の意見を聴いた上で、校長を経由して行うものとする。

- (1) 学校組織の編成に関する事項。
- (2) 学校予算の執行に関する事項。
- (3) 教育上の課題の解決を図るための一般的な事項。
（特定教職員の任用に関する事項は除く）
- (4) 校長が意見を求める事項。
- (5) 教育委員会が意見を求める事項。

3 委 員

- (1) 協議会の委員は、15名以内とし、校長の意見を聴いた上で教育委員会が任命する。
- (2) 委員の任期は1年間とし、3月31日までとする。任期途中の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。（再任を妨げない）
- (3) 教育委員会は、以下のいずれかに該当する場合は、当該委員にその理由を書面で示し、解任することができる。
 - ①本人からの辞任の申し出があったとき
 - ②職務の遂行に支障があると認められたとき
 - ③職務を怠ったとき
 - ④秘密保持義務に違反したとき
 - ⑤解任に相当する事由があると認められたとき

4 運 営

- (1) 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- (4) 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、当該校長が招集するものとする。
- (5) 協議会の会議は、委員の半数以上の出席をもって開会とする。
- (6) 協議会の会議における議事は、出席委員の過半数で決し、同数の場合は、議長が決する。
- (7) 協議会の会議は、公開とするが、特別の事情がある場合は、非公開とする。
- (8) 協議会の会議を傍聴するものは、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- (9) 傍聴人は、議事進行を妨げる行為をしてはならない。

5 そ の 他

- (1) 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 教育委員会及び校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に務めるものとする。
- (3) 協議会に関する必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。